

## 地域活動支援センター事業

### ◇制度の概要

障がい者が、地域における自立した日常生活及び社会との交流の促進が図られる様に、創作的活動や生産活動、社会適応訓練などのサービスを提供する事業です。

利用者の世帯の所得の状況に応じて、利用料の一部または全部を市が事業者への補助金として交付します。

### ◇利用できる人(次の各号に掲げる基準を満たす方が対象です)

- (1) 市内に居住する障がい者（介護給付費等を支給する旨の決定を他市町村から受けた者を除く）または他市町村に居住する障がい者（介護給付費等を支給する旨の決定を本市から受けたものに限る）。
- (2) 本人の身体及び精神の状況、介護者の状況、利用目的等を勘案して、当事業を利用することにより、自立した日常生活又は社会との交流の促進が図られるものと認められる者

### ◇利用の手続き

事前に市障がい福祉課に申請書を提出してください。（用紙は窓口にあります。）

#### 《手続きの流れ》

- ① 市障がい福祉課に申請書を提出。

窓口で本人の心身の状況、介護者の状況、利用目的等を聞き取ります。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方はお持ちください。

提出書類：(1)補助対象確認申請書（様式第1号）

(2)市町村民税課税証明書（利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの）

※利用者が18歳以上の場合は本人及び同一世帯の配偶者、18歳未満の場合は、世帯員全員のもの。1月1日現在（1月から6月の利用にかかる申請のときは前年の1月1日現在）北上市に住所がある方が課税所得調査同意書を添付する場合、及びマイナンバーによる情報連携で確認できる場合は課税証明書の添付を省略できます。）

(3)地域活動支援センター事業補助対象確認申請書付表（様式第3号）

(4)個人番号がわかるもの

- ② 利用が妥当であると認められた場合、補助対象確認通知書が自宅に送付されます。
- ③ 利用者が利用予定事業所を選び、補助対象確認通知書を事業所に提出・利用契約を結びます。
- ④ 利用後、かかった経費の自己負担分を払います。

◇北上市に地域活動支援センター事業費補助金の対象として届出のある事業所（R4.1 2現在）

①単独型身体障がい者地域活動支援センター（Ⅱ）

・北上市社会福祉協議会 北上市常盤台二丁目1番63号 64-1212

②単独型地域活動支援センター

・地域活動支援センターいこいの家 奥州市水沢羽田町字水無沢491番地 0197-25-3732  
 ・WaiWai-ぐるんぱ 盛岡市山岸四丁目2番23号 019-661-7018  
 ・地域活動支援センター金ヶ崎 金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東24番地1 0197-47-3540  
 ・遠野市地域活動支援センターカムカム 遠野市中央通り5番31号 0198-63-3535

③併設型地域活動支援センター

・地域活動支援センター萩の里 北上市和賀町藤根14地割144番地15 63-7278  
 ・太田の園地域活動支援センター 盛岡市上太田穴口53番地 019-659-2278  
 ・地域活動支援センター楽楽 北上市二子町秋子沢214番地5 66-5050  
 ・みらい塾 盛岡市みたけ五丁目17番17号 019-601-1160  
 ・地域活動支援センターぴあ 盛岡市羽場14地割8番地4 019-639-8383

◇利用上限数量

1月当たり、施設等に通所している者にあつては5日、その他の者にあつては23日

◇利用者の負担

下記補助割合を基に、利用料金が決定します。

| 利用者の世帯状況            | 自己負担      |
|---------------------|-----------|
| 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯 | なし        |
| 市町村民税均等割のみの課税世帯     | 補助基準額の6%  |
| 上記以外の世帯             | 補助基準額の10% |

※世帯の範囲は、利用者が障がい者の場合は、本人とその配偶者、障がい児の場合は世帯全員。

◇補助基準額

| センターの種別                        | 障がいの程度<br>の区分 | 所要時間           | 補助基準額（日額）       |                 |                 |
|--------------------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                                |               |                | 送迎を行わな<br>かった場合 | 片道の送迎を行<br>った場合 | 往復の送迎を行<br>った場合 |
| 単独型身体障が<br>い者地域活動支<br>援センター(Ⅱ) | 区分1           | 4時間未満          | 円<br>1,540      | 円<br>2,080      | 円<br>2,620      |
|                                | 区分2           |                | 1,330           | 1,870           | 2,410           |
|                                | 区分3           |                | 1,130           | 1,670           | 2,210           |
|                                | 区分1           | 4時間以上6時<br>間未満 | 2,560           | 3,100           | 3,640           |
|                                | 区分2           |                | 2,220           | 2,760           | 3,300           |
|                                | 区分3           |                | 1,900           | 2,440           | 2,980           |
|                                | 区分1           | 6時間以上          | 3,330           | 3,870           | 4,410           |
|                                | 区分2           |                | 2,900           | 3,440           | 3,980           |
|                                | 区分3           |                | 2,460           | 3,000           | 3,540           |
| 単独型地域活動<br>支援センター              | 区分1           | 4時間未満          | 2,850           | 3,390           | 3,930           |
|                                | 区分2           |                | 2,550           | 3,090           | 3,630           |
|                                | 区分3           |                | 2,250           | 2,790           | 3,330           |
|                                | 区分1           | 4時間以上6時<br>間未満 | 4,750           | 5,290           | 5,830           |
|                                | 区分2           |                | 4,250           | 4,790           | 5,330           |
|                                | 区分3           |                | 3,760           | 4,300           | 4,840           |
|                                | 区分1           | 6時間以上          | 6,170           | 6,710           | 7,250           |
|                                | 区分2           |                | 5,530           | 6,070           | 6,610           |
|                                | 区分3           |                | 4,880           | 5,420           | 5,960           |
| 併設型地域活動<br>支援センター              | 区分1           | 4時間未満          | 2,160           | 2,700           | 3,240           |
|                                | 区分2           |                | 1,870           | 2,410           | 2,950           |
|                                | 区分3           |                | 1,570           | 2,110           | 2,650           |
|                                | 区分1           | 4時間以上6時<br>間未満 | 3,620           | 4,160           | 4,700           |
|                                | 区分2           |                | 3,110           | 3,650           | 4,190           |
|                                | 区分3           |                | 2,620           | 3,160           | 3,700           |
|                                | 区分1           | 6時間以上          | 4,700           | 5,240           | 5,780           |
|                                | 区分2           |                | 4,050           | 4,590           | 5,130           |
|                                | 区分3           |                | 3,410           | 3,950           | 4,490           |

入浴の介助が必要な利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定額に加算する（市が補助対象と認めた入浴介助に限る）。

◇その他

年に1回（6月）に利用者負担の見直し・更新の手続きがあります。